

【国土交通委員会】

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第17号) 要旨

本案は、近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- 1 法律の目的に、地域の関係者の連携と協働を推進すること等を追加すること。
- 2 国は、必要な関係者相互間の連携と協働の促進に努めなければならないものとする。
- 3 道路運送高度化事業に、乗合バス事業者又はタクシー事業者が円滑な運送の実施を確保するために行う事業であって、運行経路指示システム等の先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間の短縮に資するものとして、一定の要件を満たす設備を用いるもの等を追加すること。
- 4 地方公共団体と交通事業者が、一定の区域、期間について、運行系統、運行回数、費用負担等を定めた協定を締結しているときは、協定に定める事項を地域公共交通利便増進実施計画に記載できること。
- 5 鉄道の再構築に関する制度の創設等
 - (一) 地方公共団体又は鉄道事業者は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある鉄道の区間について、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針（以下「再構築方針」という。）の作成に関し必要な協議を行うための協議会（以下「再構築協議会」という。）を組織するよう国土交通大臣に要請することができ、大臣は、当該要請に係る区間が、交通手段再構築を実施するためには関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要等の要件を満たす区間（以下「特定区間」という。）であると認めるときは、再構築協議会を組織すること。
 - (二) 再構築協議会の構成員は国土交通大臣、関係地方公共団体及び関係公共交通事業者等とし、構成員は再構築協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないこと。
 - (三) 再構築協議会は、再構築方針を作成するため必要があると認めるとき

は、特定区間に係る交通手段再構築の有効性の実証を行う事業を実施するための計画を作成することができること。

(四) 主務大臣は、基本方針において、再構築方針の作成に関する基本的な事項を定めるとともに、再構築協議会は、特定区間に係る交通手段再構築についての協議が調ったときは、基本方針に即して、再構築方針を作成すること。

二 鉄道及びタクシーについて、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出により運賃等の設定を可能とするため、鉄道事業法及び道路運送法を改正すること。

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 2050年カーボンニュートラルの実現に向け公共交通をいかした総合的な交通政策を推進する必要があることに鑑み、過度に自家用自動車に依存せず、ポリシーミックスの観点から、まちづくり政策、DX、GX、国土強靱化などの様々な政策との連携を図るとともに、雪国などの地域特性を考慮した施策の充実を図ること。また、モビリティとインフラを一体とした交通ネットワークの再構築について検討し、国土形成計画等に反映させること。

二 国及び地方公共団体は、地域住民の移動を確実に確保し、地域公共交通を持続可能なものとするため、交通事業者等の取組に対する支援を更に拡充するよう努めること。また、地域公共交通の持続可能な発展を図るため、実証事業などの期間のみならず、それ以降も活用可能な中長期的な支援の取組や、安定的な財源の在り方を検討すること。

三 JR上場4社は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律に基づく大臣指針に基づき、現に営業する路線の適切な維持に努めることが大前提であり、特に、特急列車が拠点都市を相互に連絡する線区、貨物列車が現に走行している線区及び災害時や有事において貨物列車が走行する蓋然性が高い線区については、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成する線区として、各社に対し、内部補助により引き続き維持するよう指導するとともに、国鉄分割民営化以降の社会経済状況の変化を踏まえ、国としても鉄道ネットワークの維持の在り方について今後の国の関与の在り方も含め検討

すること。

- 四 再構築協議会における地域の鉄道に関する協議の在り方について、廃線ありきではないこと、旅客数や収支だけで判断するのではなく、地域住民の意向や地域に与える影響等を十分に考慮して総合的に判断すべきことなどを基本方針で明確にすること。また、結論が合理的な期限内に出ない場合であっても、協議を打ち切ることなく丁寧な合意形成に努め、合意のない交通手段再構築等を行わないこと。
- 五 再構築協議会の協議においては、地域公共交通が失われることによる、新たに生じる医療機関へのアクセスコストの増加、観光業への打撃、商業的な損失、地価の下落、就学機会の制限による人口構成の変化等、広範なクロスセクター効果について十分に検討を行うこと。
- 六 再構築協議会の構成員については、地域の実情に応じて住民、労働者、物流事業者等を含めることとし、多様な意見が反映されるようにすること。また、少数意見等の反映されない意見等を継続的にくみ取るための更なる仕組みづくりについて検討すること。
- 七 再構築協議会を含む地域公共交通に係る協議会については、会議開催後速やかに議事録を公開するなど最大限透明化を図ること。
- 八 上下分離による鉄道の維持やBRTの導入等、再構築協議会で合意された事業に対しては、どのような協議の結果となったかにかかわらず、協議の過程にも配慮した、十分かつ公平な支援を行うこと。
- 九 再構築方針で定められる交通手段再構築の目標の達成状況の評価が適時適切に行われるよう促すとともに、地域が評価の結果を踏まえ、検討を行い、交通手段再構築の事業の見直し等を行うときは、的確な支援を行うこと。
- 十 地方公共団体や公共交通事業者による連携と協働を推進するため、地方公共団体の交通政策に精通した専任職員の確保と育成は極めて重要であることに鑑み、こうした人材を適切に配置するための地方交付税措置による財政的支援を検討するとともに、コーディネーター等に係る情報提供などを積極的に実施すること。また、地域公共交通の活性化や再生に向けた議論やその実施される事業の実効性を担保するためには様々な専門家やファシリテーターの存在が極めて重要であることから、その確保に取り組む地方公共団体に対し十分な支援を行うこと。
- 十一 乗合バス等自動車運送事業の運転者が不足している状況に鑑み、路線維持や鉄道をバスに転換する場合に運転者が確保できない懸念もあることから、

その確保のための支援策を講じること。

十二 地域を支える最後の公共交通機関であるタクシーの維持存続のため、地方公共団体と連携、協働し、経営を支援するための措置を講じること。

十三 地域公共交通の「リ・デザイン」を図りつつGXを加速させる観点から、カーボンクレジットの導入等EVバスの地域への導入のインセンティブとなる制度について検討すること。

十四 鉄道事業者が、協議によって鉄道の運賃等を設定する場合においては、現在の運賃水準と比較して値上げとなることも想定されるため、当該鉄道事業者に対し、利便性の向上等地域の利用者の理解を得るための取組も併せて行うことを働きかけるよう努めること。

十五 運賃を協議するための協議会に先立ち開催される公聴会については、できる限り幅広い意見を反映させるため、地方公共団体に対し、開催の回数や方法にも配慮するよう求めること。

十六 本法の施行状況について毎年度評価を実施し、施策を適切に見直すとともに、改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、附則で定める検討条項の5年を待つことなく、検討の結果に基づき所要の措置を講ずること。

十七 公共事業関係予算を、地域公共交通の施設やネットワーク維持に、積極的に活用できる仕組みを検討するとともに、公共交通と他の事業とのバランスの取れた支援を行うこと。また、社会資本整備総合交付金を交付するに当たっては、具体の支援対象や支援額を計画的に分かりやすく地域に示すこと。

十八 通学定期や障害者割引等の社会政策に係る費用を交通事業者が負担していることを踏まえ、文教や福祉分野においても交通事業者支援のための仕組みづくりについて、検討すること。

十九 並行在来線等、第三セクターの鉄道事業者において、国鉄及びJRから引き継いだ設備の補修、更新費用が大きな負担となっている現状も踏まえ、先行地域も含めた支援を充実するよう努めること。

○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、高速道路その他の料金を徴収する道路の適正な管理及び機能の強化を図るため、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の延長、地方道路公社等が2以上の道路を1の道路として料金を徴収する特例の拡充、道路の通行等に係

る料金徴収の対象の明確化、高速道路において通行者等の利便の確保に資する施設と一体的に整備する自動車駐車場に係る貸付制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道路整備特別措置法の一部改正

- 1 地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けた2以上の道路につき、交通上密接な関連を有する等の要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を1の道路として料金を徴収することができること。
- 2 高速道路会社（以下「会社」という。）が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、令和97年9月30日以前でなければならないこと。
- 3 高速道路等の料金の確実な徴収のため、車両の運転者に加え、使用者からも料金を徴収できることを明確化すること。また、会社等は、軽自動車、二輪車の運転者等から徴収できなかった料金の請求のため、当該運転者等を特定する必要があると認めるときは、国土交通大臣等に対し、当該運転者等を特定するために必要な情報の提供を求めることができること。

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正

- 1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の通行者等の利便の確保に資する施設と一体的に整備する自動車駐車場の整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加すること。
- 2 協定及び業務実施計画の記載事項である特定更新等工事の内容について、先行特定更新等工事（令和47年9月30日においても高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることを確保するために必要と認められる工事）及び後行特定更新等工事（高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることを確保するために必要と認められる工事）を区分して定めること。
- 3 協定に定める道路資産の貸付期間は、当該協定を締結する日（協定の変更をするときは、当該変更をする日）から起算して50年以内でなければならないこと。
- 4 機構は、令和97年9月30日までに解散すること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 本法施行後に追加する更新等のための事業については、協定変更時における点検技術等を前提に、必要とされる事業のみを対象とし、当該事業の必要性及び合理性については、償還計画の前提となる高速道路の維持管理、更新等のライフサイクルコストの算定及び推計が適切か、費用対効果が高いものかの観点から評価すること。また、その結果については、随時公表すること。
- 二 老朽化した高速道路の維持管理、更新に関し、人口減少その他の社会経済情勢の変化を踏まえた持続可能な整備の方向性について、本法施行後5年以内を目途として、検討すること。
- 三 高速道路の維持管理の重要性が増大していることに鑑み、本法施行後5年以内を目途として、一及び二により公表又は検討された内容を踏まえ、道路関係4公団民営化の趣旨にのっとり高速道路会社がより柔軟かつ多様な料金設定をすることとし、利用者の利便性の向上に貢献し、ライフサイクルコストを最小化する観点から、道路整備特別措置法第23条第1項第1号から第3号までに掲げる高速道路に係る料金の基準等、高速道路資産の管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 定額制度をはじめ、あらゆる料金体系を国民経済と経済発展に資する観点から勘案した上で、持続可能な高速道路を実現するために必要となる費用の負担の在り方について早急に検討し、高速道路の料金を永久に有料にするか、無料にするかの議論について、可及的速やかに結論を出すこと。
- 五 高速道路の維持管理、更新に当たっては、新技術を活用した効率化やコスト縮減を推進するとともに、維持管理等に係る費用の適正性等についての監査を適宜適切に行うこと。

○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）（参議院送付）要旨

本案は、自然災害の頻発等により、洪水等の予報の重要性が増大していることに鑑み、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 気象業務法の一部改正

- 1 水象の定義に、火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象を追加すること。
- 2 予報業務の許可を受けた者が、気象庁が行った観測等の成果を補完するために行う観測を行うに当たって用いる気象測器について、気象庁長官の確認を受けたときは検定に合格していないものであっても当該観測に使用することができること。
- 3 気象庁は、都道府県知事が指定した河川について都道府県知事と共同して洪水の予報等をする場合に、国土交通大臣から二の自らが指定した河川についての情報の提供を受けたときは、これを踏まえるとともに、当該情報を活用するに当たって、必要な場合には、国土交通大臣の技術的助言を求めなければならないこと。
- 4 気象関連現象予報業務（土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報の業務）に係る許可の基準について、予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであることを追加すること。また、当該予報業務に当たって、自ら気象の予想を行わない事業者は、気象予報士の設置を要しないこと。
- 5 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）に係る許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、6の事前説明を受けた者にのみ利用させるものに限られること。
- 6 特定予報業務に係る許可を受けた者は、当該予報の利用者に対し、その利用に当たって留意すべき事項等を事前に説明しなければならないこと。
- 7 気象庁以外の者が警報をしてはならない現象に、土砂崩れその他の気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象を追加すること。

二 水防法の一部改正

都道府県知事は、国土交通大臣に対し、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得した水位等の情報の提供を求めることができるとともに、国土交通大臣は、当該求めがあったときは、当該情報を都道府県知事及び気象庁長官に提供すること。

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺

漏なきを期すべきである。

- 一 本川・支川一体での洪水予測による洪水予報の高度化を実現するに当たり、国土交通省水管理・国土保全局、気象庁及び地方公共団体が一層緊密に連携・協働するとともに、地方公共団体に対し、長時間先の予測水位情報や早期の洪水予報等を活用し、地域住民の早期の避難行動につながるよう、的確で理解しやすい情報の提供を促すこと。また、地方公共団体における防災体制の充実強化のため、地方公共団体に対し、人的支援の取組を推進し、財政支援を十分に行うこと。特に、地方公共団体における住民への防災教育や災害時の専門的助言を行う気象防災アドバイザーの設置を促進するための十分な支援措置を講ずること。さらに、防災気象情報の提供体制を強化するため、組織の在り方を含めた見直しの検討を行うこと。
- 二 水位周知河川においては、降水の予測精度の向上や洪水予測技術の進展等により、一定の精度で水位や流量の予測が可能となってきた現状を踏まえ、必要に応じ、洪水予測モデルの開発や予測システムの提供を含めた技術的な支援を都道府県に対し行うよう努めること。
- 三 大規模噴火の発生に伴う潮位変化を発生させるメカニズムの解明や津波予測精度の向上等を、できるだけ早期に実現させるため、気象衛星ひまわりの画像解析技術の高度化や、沖合の海底水圧計等によるリアルタイムでの観測結果及びその予測への活用に係る調査及び技術開発などについて、必要な予算措置を講ずること。
- 四 民間気象事業者による土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報業務については、利用者の多様なニーズに寄与できるよう、予報業務許可に当たり、予報の提供に関する条件や技術上の基準等の許可基準の明確化を図るとともに、その周知に努めること。
- 五 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報業務においては、防災上の混乱を防止するため、予報業務許可事業者に対し、利用者への予報事項を第三者に伝達するリスクの説明等の徹底を求め、その情報提供体制について、問題事例が生じた場合には、必要に応じ、適切に指導を行うこと。

○海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、海上旅客輸送の安全の確保等を図るため、一般旅客定期航路事業等に係る許可制度の充実、対外旅客定期航路事業等に係る登録制度の導入及び旅

客運送船舶運航事業に係る安全統括管理者等の資格、職務等に関する規定の整備を行うとともに、旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員に対する教育訓練の実施の船舶所有者への義務付け等の措置を講ずるほか、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、対外船舶貸渡業者等が作成する外航船舶確保等計画の認定制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 海上運送法の一部改正

- 1 一般旅客定期航路事業等の許可の欠格事由を拡充すること。
- 2 安全統括管理者及び運航管理者の選任に資格者要件を導入し、資格者の試験制度を創設すること。
- 3 国土交通大臣は、法令等に違反した事業者に対し、船舶等の使用停止を命ずることができること。
- 4 対外旅客定期航路事業等について登録制度を導入し、許可の場合と同様の欠格事由を適用すること。
- 5 小型船舶のみを用いる旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者は、安全人材確保計画を国土交通大臣に提出しなければならないこととするとともに、当該許可について更新制を導入すること。
- 6 国土交通大臣は、安定的な国際海上輸送の確保に資するため、外航船舶の導入及び確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めること。
- 7 対外船舶貸渡業者等は、単独又は共同で、外航船舶の確保等についての計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができ、国土交通大臣は、計画が6の方針に適合する場合等は、認定をすること。
- 8 法人の代表者等がその法人の業務に関し、輸送の安全確保命令に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、1億円以下の罰金刑を科すこと。

二 船員法の一部改正

船舶所有者は、小型船舶の乗組員について、船舶が航行する海域の特性に応じた操船等に関する教育訓練を実施しなければならないこと。

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

特定操縦免許は、小型船舶操縦士国家試験に合格し、かつ、特定操縦免許講習の課程を修了した者に行うものとし、国土交通大臣は、特定操縦免許を受ける者の乗船履歴に応じ、航行する区域について限定をすることができる

こと。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 これまで事故で多くの犠牲者が出ていることを踏まえ、安全の確保は旅客船事業を営む際の大前提であることを常に念頭に置き、事故を生じさせないため、規制当局として毅然とした姿勢を堅持し、たゆみない安全確保に努めるよう促すこと。
- 二 本法で強化された規制が実効性を伴うよう、関係者に対する適切な助言、監査を行うこと。また、日本小型船舶検査機構の検査の実効性が伴わなかったことが事故の要因の一つとなったことを踏まえ、同機構への監督強化や、国との情報共有を徹底し、同機構の検査の実効性を高めること。
- 三 事故被害者のご家族に対する支援については、ご家族が一日も早く再び平穏な生活を営むことができるようきめ細かく継続的に、単なる情報提供等にとどまらない、ご家族の要望を十分に踏まえた対応を行っていくよう努めること。
- 四 現行の救命設備の課題を解消できる新たな救命設備の開発と、その船舶への搭載を促進すること。特に、中小零細事業者が、費用の面から導入を躊躇してしまうことがないよう、早期搭載に向けた必要な支援を継続的に行うこと。
- 五 抜き打ちやリモートによる運航管理体制等の事業者への監査、及び違反点数の累計による適時適切な行政処分等の新たな規制を実効的に運用するため、地方運輸局等の体制を拡充すること。
- 六 安全統括管理者講習機関の登録、指定試験機関の指定に当たっては、公正で透明なプロセスによって行い、天下り等行政との不適切な関係を疑われぬようにすること。
- 七 世界単一市場である国際海運市場において、経済安全保障の観点から我が国商船隊が競争力を確保し続けられるよう、必要な財政や税制の支援措置を継続的に講じていくこと。

○空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、空家等の適切な管理及びその活用を一層促進するため、空家等活用促進区域に関する制度の創設、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、空家等管理活用支援法人の指定制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務等を有すること。
- 二 空家等の所有者等（所有者又は管理者）は、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないこと。
- 三 空家等対策計画に、経済的社会的活動の促進のために空家等の活用が必要と認められる空家等活用促進区域及び当該区域内における空家等活用促進指針を定めることができること。また、敷地等と道路との関係等についての建築基準法の特例を受けるための要件を空家等活用促進指針に定めることができること。
- 四 市町村長は、特定空家等に対する助言、指導、勧告又は命令の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させることができること。
- 五 市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、空家等に工作物を設置している者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができること。
- 六 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空家等（管理不全空家等）の所有者等に対し、指導でき、指導した場合も状態が改善されずそのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれが大きいと認めるときは勧告でき、当該勧告がされた管理不全空家等は住宅用地に対する固定資産税の特例の適用除外とすること。
- 七 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法の規定による不在者の財産の管理に必要な処分の命令等ができること。
- 八 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等に関し緊急に周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、その措置を自ら行う

ことなどができること。

九 市町村長は、特定非営利活動法人等であつて、空家等の所有者等に対し当該空家等の適切な管理等を図るために必要な援助を行う業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、空家等管理活用支援法人として指定することができること。

十 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 市町村による空家等活用促進区域の指定に当たっては、条件として中心市街地等の他に地域の実情に応じて幅広く柔軟に指定できることを明確にし、指定の基準や手順を明示するなど、必要な支援を行うこと。
- 二 市町村長による管理不全空家等に対する指導及び勧告が円滑に行えるよう、どのような空家等が管理不全空家等に該当するか、具体的な状態を示すこと。
- 三 意思能力に欠ける疑いが強いが成年後見人が選任されていない、特定空家等の所有者等への助言又は指導、勧告、命令及び代執行の手續並びに管理不全空家等の所有者等への指導及び勧告の手續の在り方について、その者の自己決定権などへの配慮をしつつ、検討を進めること。
- 四 多数者が共有する特定空家等に対する措置に関する手續について、市町村の行政負担が不合理なまでに過酷にならないよう検討を進めること。
- 五 本法に基づく特定空家等に対する措置を受けた所有者が死亡した場合の新たな所有者に対して、その者の手續面での保障に配慮しつつ、同措置の効果を早期に発現させることについて検討を進めること。
- 六 管理不全空家等に係る勧告等の対象となる者のうち、意思能力が不十分又は意思能力を欠く者については、その財産を管理する各種制度を積極的に活用できるよう検討すること。
- 七 管理不全建物管理人制度等の周知に努めるなど、財産管理人による空家等の管理などが進みやすい環境を整備すること。
- 八 命令等の事前手續を経るいとまがない緊急時の代執行制度について、過度な財産権の制限とならないよう、また、制度の円滑な活用が進むようにするため、どのような場合に緊急時の代執行ができるかについて具体的に示すこと。

- 九 代執行の対象となる特定空家等に残された動産の取扱いについて、本法の円滑な実施の観点からの検討を進めること。
- 十 借地上の特定空家等が代執行により除却された場合において、土地の利用価値が増加し土地所有者等に受益が生じるとして負担を求め得るかの検討を進めること。
- 十一 市町村長による空家等管理活用支援法人の指定が円滑に進むよう、先進事例を紹介しつつ、指定に当たっての考え方を示すなど、市町村長が指定しやすい環境を整備すること。また、市町村が空家等管理活用支援法人を積極的に利用できるよう、十分な支援措置と予算措置とを講ずることについて、検討を進めること。
- 十二 本法の円滑な施行に当たっては、地方公共団体の空き家担当職員の確保及び地方公共団体の空き家対策予算の充実が重要であることに鑑み、地方公共団体の担当職員の増員を促し、地方交付税制度等による財政の支援に努めること。
- 十三 空家等の発生及び増加の抑制のための対策を講じ、地方公共団体にその対策を促すこと。また、空家等の活用等を促進するため、筆界又は境界の確定に関する所有者及び市町村への支援を行うこと。
- 十四 本法の第18条に定める空家等の活用の促進についての配慮が円滑に進むよう、都道府県や関係府省にその運用について十分に周知徹底すること。
- 十五 本法の特例により、狭あい道路が更に狭あいになることがないようにすること。また、空家等に関する除却を行う際に狭あい道路を拡幅するなどの災害対策と空き家対策の連携方策について、検討を進めること。
- 十六 国土交通省の空き家対策モデル事業においては、その趣旨及び目的に鑑み、地方公共団体と法務、不動産、福祉等の資格を有する専門家との積極的な連携を図り、地域の活性化に資する優良な取組を支援すること。
- 十七 部分居住の長屋の非居住住戸が著しく保安上危険等の状態になっている場合に本法の適用対象とすることについて検討を進めるとともに、全部非居住の長屋も含めて、建物の区分所有等に関する法律を踏まえた本法の措置の在り方について、検討を進めること。

○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第17号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 令和6年3月31日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、最近における事業用自動車の運転者の労働条件等をめぐる状況に鑑み、当該措置の期間を当分の間延長すること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年2月19日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年4月1日の閣議決定及び同年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年12月9日の閣議決定等により変更された平成18年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、令和5年4月7日に入港禁止の期間を令和7年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。